

## 現状と課題

- ゴルフ場利用税は都道府県税ではあるが、税金の7割はゴルフ場所在市町村に交付されている。
- 奈良県では、ゴルフ場利用税の税金(H29 859百万円)のうち606百万円を8市3町2村に交付しており、ゴルフ場所在市町村特有の行政需要に対応するための財源となっている。

### <ゴルフ場所在市町村特有の行政需要>

- ・ゴルフ場アクセス道路の維持管理、廃棄物処理、災害防止対策、環境対策など

⇒これらの行政需要に対応するには、受益者であり一定の担税力を有すると認められるゴルフ場利用者に、相応の負担を求めるのが合理的。

- 地方税法上、教育活動として使用する場合や、18歳未満の人や70歳以上の高齢者等に対しては非課税措置により必要な配慮がなされている。

アクセス道路の  
維持管理



治水等の  
災害防止対策



ごみ処理

